

(証券コード 3685)

平成30年6月27日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社みんなのウェディング
代表取締役社長兼CEO 石渡進介

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年7月11日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年7月12日（木曜日）午前10時
（午後9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目1番3号 京橋トラストタワー4階
トラストシティ カンファレンス・京橋
3. 目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 株式会社オウチーノとの株式移転計画承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

以 上

~~~~~  
当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、代理人によるご出席の場合は、委任された株主の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限らせていただきます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mwed.co.jp/>）に掲載しております。

「第1号議案における他の株式移転完全子会社（株式会社オウチーノ）の最終事業年度に係る計算書類等」

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.mwed.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 株式会社オウチーノとの株式移転計画承認の件

株式会社オウチーノ（以下「オウチーノ」といいます。）と株式会社みんなのウェディング（以下「みんなのウェディング」又は「当社」といいます。）は、平成30年10月1日（予定）をもって、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる株式会社くふうカンパニー（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）に合意し、平成30年5月15日開催の両社の取締役会において決議のうえ、同日付で本株式移転に関する株式移転計画書（以下「本株式移転計画」といいます。）を両社共同で作成しました。

本議案は、本株式移転を行うために、本株式移転計画についてご承認を賜りたく、これを上程させていただくものであります。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

### 1. 株式移転を行う理由

オウチーノは、「すまいを変えて、暮らしを豊かに。もっと。」を企業ミッションとして、住まいを売買するユーザーに向けた住宅・不動産関連ポータル事業を行っております。ユーザーファーストを徹底し、情報格差をなくすことで、ユーザーが住まいの売買・賃貸を快適に行えるサイトの運営を目指しております。既存ポータルサイトの運用・改善と並行し、中古・新築、マンション・戸建て等、物件の種別を横断する検索や新機能を複数搭載した「スマート検索」の開発をはじめ、住まいやエリアに関するコンテンツの充実、掲載物件数の拡大などに積極的に取り組んでおります。コンテンツメディア「ヨムーノ」による潜在層の獲得拡大と新しいビジネスモデルの開発や、住まいに関連するローン・相続・リノベーション等の周辺サービス・事業の開発により、収益力の強化及び収益源の多様化に取り組んでおります。また、平成29年5月1日付で、富裕層向け物件仲介・コンシェルジュサービスを行う株式会社Seven Signatures Internationalを株式交換により完全子会社化し、富裕層向けコンサルティング事業を開始いたしました。富裕層のお客様の需要を適切・適宜に汲み取り、「お客様のトータルケア」を目指すことにより、サービスの付加価値を高め、富裕層向けの仲介取扱件数の増加を目指しております。

一方、みんなのウェディングは、「みんなの『大切な日』をふやす」を経営理念とし、「結婚式をふやす」「結婚式の本当を伝える」を「みんなのウェディング」サイトのミッションとして、最高の結婚式を実現したい花嫁・花婿に対し、ウェディングに関する情報提供サービスに取り組んでおります。ポータルサイト「みんなのウェディング」では、花嫁・花婿の立場に立って、結婚式場の情報や、それに関わる口コミや実際の費用明細、その他結婚式に関する様々な情報を提供し、また、オンラインとオフラインの相談デスクにて、専門スタッフが電話やチャット、対面で、ユーザーによる結婚式場選びの比較・訪問・申込をサポートしております。「みんなのウェディング」サイトの媒体力を強化するとともに、オンライン、オフラインでユーザーの結婚式場探しを支援する相談デスクを展開する等、ユーザーファーストを押し進めております。また、結婚式場のニーズに合った商品ラインアップを展開し、結婚式場がサイトに掲載しやすくなることによってコンテンツ量を増加させ、ユーザーにとって結婚式を行いたくなるような選択肢を増やして行くことに取り組んでおります。

このように両社は、住宅・不動産と結婚式というユーザーの大きなライフイベントにおいて、ユーザーファーストの視点からユーザー満足度の向上に努めております。それぞれの事業が属するインターネット市場における共通課題を解決し、両社の持続可能な発展及び企業価値を向上させていくためには、両社を経営統合することが資するのではないかと考え、検討を進めた結果、平成30年5月15日、両社を経営統合して共同持株会社を設置し、同一の経営グループ（以下「統合グループ」といいます。）となることに合意いたしました。具体的には、両社は事業会社として機動的な意思決定を目指した柔軟な経営体制での事業運営に特化し、共同持株会社はガバナンス管理機能や事業会社間の協力関係を構築する役割に徹する、共同株式移転による経営統合を行うことを選択いたしました。

統合グループのユーザーにとっては、住宅・不動産や結婚式の市場に限らず、生活のあらゆる場面において、膨大かつ複雑な情報に接する機会が増大しております。また、近年では音声認識サービスやAI（人工知能）、AR（拡張現実）を活用したサービスの進展も著しく、ユーザーに届けるサービス提供の方法も激しく変化しています。このような状況下、オウチーノ及びみんなのウェディングは、統合グループのサービス提供理念を、「3つのI」（Invention、Improvement、Innovation）を包含した「くふう」という言葉で表現し、ユーザーの満足度向上のために、常に「くふう」を実践してまいります。

## 2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

### 株式移転計画書（写）

株式会社オウチーノ（以下「甲」という。）及び株式会社みんなのウェディング（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

#### 第1条（株式移転）

甲及び乙は、本計画の定めるところに従い、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第7条において定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
  - (1) 目的  
新会社の目的は、別紙1「定款」第2条記載のとおりとする。
  - (2) 商号  
新会社の商号は、「株式会社くふうカンパニー」とし、英文では、「Kufu Company Inc.」と表示する。
  - (3) 本店の所在地  
新会社の本店の所在地は、東京都港区とする。
  - (4) 発行可能株式総数  
新会社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1「定款」記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査等委員の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）

の氏名は、次のとおりとする。

取締役 穂田 誉輝

取締役 石渡 進介

取締役 菅間 淳

取締役 熊谷 祐紀

取締役 新野 将司

取締役 林 展宏

取締役 堀口 育代

取締役 吉川 崇倫

2. 新会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

社外取締役 飯田 耕一郎

社外取締役 田丸 正敏

社外取締役 西村 清彦

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

誠栄監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社が、本株式移転に際して甲及び乙の株主に対して交付する甲又は乙の普通株式に代わる新会社の普通株式の数は、次の各号に定める数の合計数とする。

- (1) 新会社が本株式移転に際して甲及び乙の株式の全部を取得する時点の直前の時点（以下「基準時」という。）において甲が発行している普通株式の数に4.25を乗じた数

- (2) 基準時において乙が発行している普通株式の数に1を乗じた数

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲又は乙の普通株式の株主に対し、それぞれ次の各号に定める割合にて新会社の普通株式を割り当てる。

- (1) 甲の株主に対し、その有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式4.25株

- (2) 乙の株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株

3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理する。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額  
50,000,000円
- (2) 資本準備金の額  
50,000,000円
- (3) 利益準備金の額  
0円

第6条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる甲が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する甲の新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

|   | 第1欄                       |     | 第2欄                      |     |
|---|---------------------------|-----|--------------------------|-----|
| ① | 株式会社ホームアドバイザー<br>第4回新株予約権 | 別紙2 | 株式会社くふうカンパニー<br>第1回新株予約権 | 別紙3 |
| ② | 株式会社ホームアドバイザー<br>第5回新株予約権 | 別紙4 | 株式会社くふうカンパニー<br>第2回新株予約権 | 別紙5 |
| ③ | 株式会社オウチーノ<br>第6回新株予約権     | 別紙6 | 株式会社くふうカンパニー<br>第3回新株予約権 | 別紙7 |

2. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における甲の新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から③までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。
3. 新会社は、本株式移転に際して、基準時における以下の表の①から③までの第1欄に掲げる乙が発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれその所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

|   | 第1欄                          |      | 第2欄                      |      |
|---|------------------------------|------|--------------------------|------|
| ① | 株式会社みんなのウェディング<br>第5回新株予約権   | 別紙8  | 株式会社くふうカンパニー<br>第4回新株予約権 | 別紙9  |
| ② | 株式会社みんなのウェディング<br>第1回有償新株予約権 | 別紙10 | 株式会社くふうカンパニー<br>第5回新株予約権 | 別紙11 |
| ③ | 株式会社みんなのウェディング<br>第2回有償新株予約権 | 別紙12 | 株式会社くふうカンパニー<br>第6回新株予約権 | 別紙13 |

4. 新会社は、本株式移転に際して、基準時におけるこの新株予約権者に対して、その所有する前項の表の①から③までの第1欄に掲げる新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

#### 第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2018年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

#### 第8条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、2018年7月13日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、2018年7月12日を開催日として臨時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める株主総会開催日を変更することができる。

#### 第9条（株式上場及び株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する株式の株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手續きを行う。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

#### 第10条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立の日以前を基準日として、剰余金配当の決議を行わないものとする。ただし、甲乙協議の上、合意した場合はこの限りではない。

#### 第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれの保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

#### 第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後、新会社の成立の日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、それぞれの従前の慣行に従って通常の業務の範囲内において、業務を執行し、かつ、財産の管理及び運営を行い、それぞれの財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、個別に相手方と協議の上、これを行う。

#### 第13条（本計画の効力）

本計画は、第8条に定める甲若しくは乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認その他の本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、又は次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

#### 第14条（本株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、甲若しくは乙の事業、財産状態若しくは権利義務に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事態が生じ、若しくはかかる変更が生じることが明らかになった場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ、若しくはかかる事態が生じることが明らかになった場合、又はその他本計画の目的を達成することが不可能若しくは困難となった場合には、甲乙協議の上、合意により本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

#### 第15条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲乙協議の上、合意によりこれを定める。

本計画作成の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2018年5月15日

甲： 東京都港区西新橋三丁目23番5号  
株式会社オウチーノ  
代表取締役社長 堀口 育代 ㊞

乙： 東京都港区三田一丁目4番28号  
株式会社みんなのウェディング  
代表取締役社長兼CEO 石渡 進介 ㊞

## 別紙1 定款

### 株式会社くふうカンパニー 定款

#### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社くふうカンパニーと称し、英文ではKufu Company Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を行う外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支援、管理することを目的とする。

- (1) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る業務
- (2) システム、ソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの代理業
- (3) 広告事業及びその代理業
- (4) 出版事業
- (5) 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの代理業
- (6) リフォーム住宅の設計、施工、請負、管理並びにこれら事業の企画及び仲介業務
- (7) 宴会、展覧会及び各種イベント等の運営に係る業務
- (8) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、資金決済に係る業務
- (9) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する業務及び損害保険代理店業
- (10) 各種物品の企画、販売、リース、レンタル、輸出入及びこれらの仲介業務
- (11) 古物営業法による古物商
- (12) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (13) 労働者派遣事業及び職業紹介事業

- (14) 電気通信事業法に基づく電気通信事業
- (15) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介業務
- (16) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る業務
- (17) 前各号に付帯関連する一切の業務

2. 当社は、前項各号の事業並びに以下の事業を営むこととする。

- (1) グループ会社等の管理に係る業務
- (2) 金融商品、不動産、その他投資商品等への投資及び運用業務
- (3) 起業家支援、ベンチャー企業支援に係る業務
- (4) 前各号に関連する業務のコンサルティング及び受託に係る業務
- (5) 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社には、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に対して請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役及び取締役会

#### (取締役の員数)

第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上とする。

#### (取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### (監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

### (監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

### (会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

## 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から2019年9月30日までとする。

(取締役の報酬)

第2条 第31条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の額は、監査等委員である取締役について年額100,000,000円以内、その他の取締役について年額500,000,000円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

(1) 株式移転対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当て交付する共同持株会社の普通株式の割当比率(以下「株式移転比率」といいます。)を以下のとおり決定いたしました。

①本株式移転に係る割当ての内容

|        | オウチーノ | みんなのウェディング |
|--------|-------|------------|
| 株式移転比率 | 4.25  | 1          |

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

オウチーノの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式4.25株を、みんなのウェディングの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。但し、上記株式移転比率は算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は、100株とする予定です。

本株式移転により、オウチーノ又はみんなのウェディングの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数(予定)

普通株式：17,867,973株

上記はオウチーノの発行済株式総数2,382,580株(平成30年3月31日時点)及びみんなのウェディングの発行済株式総数7,742,200株(平成30年3月31日時点)に基づいて記載しております。但し、オウチーノ及びみんなのウェディングは、それぞれ、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、オウチーノが平成30年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式45株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直

前までにオウチーノ又はみんなのウェディングの新株予約権の行使等がなされた場合においても、共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転によりオウチーノ及びみんなのウェディングの株主の皆様にご割当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、オウチーノの株式を24株以上、又はみんなのウェディングの株式を100株以上保有するなどして、本株式移転により共同持株会社の株式の単元株式数である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受けるオウチーノ又はみんなのウェディングの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受けるオウチーノ又はみんなのウェディングの株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株の数と合わせて1単元となる数の株式を共同持株会社から買い増すことも可能です。

②本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

オウチーノは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、法務アドバイザーとしてシティユーワ法律事務所を選定しました。

一方、みんなのウェディングは本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定しました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、株式移転比率に関する算定書を取得

するとともに、各社の法務アドバイザーから助言を受けました。また、両社は、本株式移転に重大な影響をおよぼす可能性のある問題点の有無を調査するために、各社の第三者算定機関及び法務アドバイザー立会いの下での相互の経営陣に対するヒアリング調査に加え、随時経営陣間での情報共有等を実施しましたが、当該ヒアリング調査等の結果、本株式移転の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある問題点は発見されませんでした。

併せて、オウチーノは、後記(オ) (a) (ii)のとおり、独立性を有する社外監査役3名から、オウチーノの取締役会が、上記(1)①「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率によって本株式移転を行うことを決議することが、オウチーノの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨の意見書を取得しました。また、みんなのウェディングは、後記(オ) (b) (ii)のとおり、独立性を有する第三者委員会から、みんなのウェディングの取締役会が、上記(1)①「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率によって本株式移転を行うことを決議することが、みんなのウェディングの少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を取得しました。

このように、オウチーノ及びみんなのウェディングは、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び各社の法務アドバイザーからの助言を参考に、慎重に検討し、両社間で交渉・協議を重ねた結果、上記(1)①「本株式移転に係る割当ての内容」に記載の株式移転比率は妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、かかる株式移転比率により本株式移転を行うことにつき、平成30年5月15日に開催されたオウチーノ及びみんなのウェディングの取締役会決議に基づき、共同で本株式移転計画を作成することといたしました。

#### (イ) 算定に関する事項

##### (a) 算定機関の名称並びにオウチーノ及びみんなのウェディングとの関係

オウチーノは、本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関として赤坂国際会計を選定し、赤坂国際会計に株式移転比率の算定を依頼し、平成30年5月14日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

一方、みんなのウェディングは本株式移転における株式移転比率の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、第三者算定機関とし

て山田コンサルを選定し、山田コンサルに株式移転比率の算定を依頼し、平成30年5月14日付で株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。

なお、オウチーノの算定機関である赤坂国際会計及びみんなのウェディングの算定機関である山田コンサルは、いずれもオウチーノ及びみんなのウェディングの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### (b) 算定の概要

赤坂国際会計は、オウチーノ及びみんなのウェディングが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためディスカウント・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、みんなのウェディングの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、オウチーノの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

| 採用手法  | 株式移転比率の評価レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 3.87～4.70    |
| DCF法  | 3.41～4.99    |

市場株価法では、平成30年5月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、オウチーノについては、オウチーノが作成した2018年12月期から2022年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、11.38%～14.72%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。一方、みんなのウェディングについては、みんなのウェディングが作成した2018年9月期及び2019年9月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値

を評価しています。割引率は、13.51%～16.57%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。

赤坂国際会計は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で赤坂国際会計に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びオウチーノの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。赤坂国際会計の株式移転比率の算定は、平成30年5月14日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、赤坂国際会計がDCF法による分析に用いたオウチーノの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、利益計画の変動要因としては、ユーザー数の増加による広告事業の伸長により利益に貢献することを見込んでおります。2019年12月期は、前事業年度と比較して、330%の営業利益の増加、2020年12月期においては、前事業年度と比較して、83%の営業利益の増加、2021年12月期においては、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加、2022年12月期においても、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加を見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、赤坂国際会計がDCF法による分析に用いたみんなのウェディングの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提に作成されており、対象期間（2018年9月期乃至2019年9月期）において大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2018年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長及び2017年9月に実施した本社移転による費用低下により営業利益が前事業年度比424%増加し、2019年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長により営業利益が前事業年度比104%増加することを見込んでおります。

なお、赤坂国際会計が提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。オウチーノは、赤坂国際会計より、本株式移転における株式移転比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、赤坂国際会計による上記算定結果の合理性を確認しております。

一方、山田コンサルは、オウチーノ及びみんなのウェディングが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を算定に反映するためDCF法も併せて採用いたしました。

各手法における株式移転比率の評価レンジは以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の評価レンジは、みんなのウェディングの普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を割当てる場合に、オウチーノの普通株式1株に対して割当てられる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

| 採用手法  | 株式移転比率の評価レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 4.16～4.38    |
| DCF法  | 3.26～4.82    |

市場株価法では、平成30年5月14日を算定基準日とし、東京証券取引所における両社それぞれの普通株式の算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における終値単純平均株価を採用しております。

DCF法では、オウチーノについては、オウチーノが作成した2018年12月期から2022年12月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は、10.31%～12.61%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。一方、みんなのウェディングについては、みんなのウェディングが作成した2018年9月期と2019年9月期の財務予測に基づく将来フリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は10.31%～12.61%を使用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は0.00%としています。

山田コンサルは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で山田コンサルに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っていません。また、両社及びオウチーノの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていません。山田コンサルの株式移転比率の算定は、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適切な手段に従って検討又は作成されたことを前提としています。

なお、山田コンサルがDCF法による分析に用いたオウチーノの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提として作成されておりますが、利益計画の変動要因としては、ユーザー数の増加による広告事業の伸長により利益に貢献することを見込んでおります。2019年12月期は、前事業年度と比較して、330%の営業利益の増加、2020年12月期においては、前事業年度と比較して、83%の営業利益の増加、2021年12月期においては、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加、2022年12月期においても、前事業年度と比較して、54%の営業利益の増加を見込んでおります。なお、当該利益計画は、現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではありません。また、山田コンサルがDCF法による分析に用いたみんなのウェディングの将来の利益計画は、現在の組織体制を前提に作成されており、対象期間（2018年9月期乃至2019年9月期）において大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2018年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長及び2017年9月に実施した本社移転による費用低下により営業利益が前事業年度比424%増加し、2019年9月期において、有料掲載結婚式場数の伸長により営業利益が前事業年度比104%増加することを見込んでおります。

なお、山田コンサルが提出した株式移転比率の算定結果は、本株式移転の公正性について意見を表明するものではありません。みんなのウェディングは、山田コンサルより、本株式移転における株式移転比率に関する

評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、山田コンサルによる上記算定結果の合理性を確認しております。

- (ウ) 上場廃止となる見込み及び共同持株会社の上場申請等に関する取扱い  
オウチーノ及びみんなのウェディングは、新たに設立する共同持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場を行う予定であります。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。また、オウチーノ及びみんなのウェディングは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の各規則により決定されます。

- (エ) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記①及び②に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。両社はかかる算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を行い、その結果合意された株式移転比率により本株式移転を行うことを、それぞれの取締役会において決議いたしました。

なお、両社は、第三者算定機関より、合意された株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、両社は、法務アドバイザーとして、オウチーノはシティユーワ法律事務所を、みんなのウェディングは森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式移転の手続及び意思決定の方法・過程等についての助言を受けております。

- (オ) 利益相反を回避するための措置

本株式移転に際しては、穂田誉輝氏（以下「穂田氏」といいます。）が、オウチーノの発行済株式総数の55.91%（平成30年3月31日現在）の株式を保有し、かつ、みんなのウェディングの発行済株式総数の59.07%（平成30年3月31日現在）の株式を保有し、両社いずれとの関係においても支配株主に該当することから、両社は利益相反防止の観点から以下の措置をとっております。

(a) オウチーノ

- (i) オウチーノにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

オウチーノの取締役のうち、オウチーノの支配株主であり、かつ、みんなのウェディングの取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、オウチーノの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、平成30年5月15日開催のオウチーノの取締役会においては、穂田氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、オウチーノの上記取締役会においては、オウチーノの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、平成30年4月23日から平成30年5月14日までの間に合計3回行われ、当該交渉を担当したオウチーノの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

- (ii) オウチーノにおける独立した社外監査役3名からの意見書の取得

さらに、オウチーノの取締役会は、穂田氏及びみんなのウェディングと利害関係を有しないオウチーノの社外監査役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である田丸正敏氏、同じく穂田氏及びみんなのウェディングと利害関係を有しないオウチーノの社外監査役である飯島一郎氏及び永井正孝氏のオウチーノ社外監査役3名に、①本株式移転の目的の正当性・合理性、②本株式移転の手続の公正性、③本株式移転の経済的条件の妥当性等の観点から、④本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがオウチーノの少数株主（穂田氏を除くオウチーノの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益でないか、について諮問しました。

社外監査役3名は、平成30年3月22日から平成30年5月14日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。社外監査役3名は、かかる検討にあたり、法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所から上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けた上で、第三者算定機関である赤坂国際会計による株式移転比率の算定結果を入手するとともに、オウチーノより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画についての説

明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率の交渉経緯及び決定過程並びに本株式移転の取締役会の意思決定方法及び過程等についての説明を受けています。また、社外監査役3名は、みんなのウェディングに対しても質疑応答を実施し、みんなのウェディングから本株式移転の背景・目的等、事業計画及び本株式移転の条件を検討・交渉する体制等についての説明を受けています。さらに、社外監査役3名は、赤坂国際会計から株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明を受け、これらに関する質疑応答を行っております。社外監査役3名は、かかる経緯の下、平成30年5月14日付で、(i) 上記①に関しては、本株式移転が、オウチャーの企業価値向上に資さないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、オウチャーの少数株主にとって、正当性・合理性を欠くとすべき特段の事情は認められないこと、(ii) 上記②に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の実施に際して上記(エ)の公正性を担保するための措置が取られていることからすると、本株式移転の手続が、オウチャーの少数株主にとって、公正でないとすべき特段の事情は認められないこと、(iii) 上記③に関しては、赤坂国際会計による株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、4.25であることにつき、オウチャーの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、(iv) 上記④に関しては、上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式移転がオウチャーの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがオウチャーの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする意見書を、オウチャー取締役会に対して提出しております。

(b) みんなのウェディング

- (i) みんなのウェディングにおける利害関係を有する取締役を除く取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

みんなのウェディングの取締役のうち、みんなのウェディングの支配株主であり、かつ、オウチャーの取締役を兼任している穂田氏については、利益相反回避の観点から、みんなのウェディングの取締役会における本株式移転に関する審議及び決議には参加せず、平成30年5月15日開催のみんなのウェディングの取締役会においては、穂田氏を

除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。

また、みんなのウェディングの上記取締役会においては、みんなのウェディングの監査役の全員が本株式移転計画の作成について異議がない旨の意見を述べております。

なお、本株式移転の比率の交渉は、平成30年4月23日から平成30年5月14日までの間に合計3回行われ、当該交渉を担当したみんなのウェディングの取締役には、利益相反のおそれのある取締役（穂田氏）は含まれておりません。

(ii) みんなのウェディングにおける独立した第三者委員会からの答申書の取得

さらに、みんなのウェディングの取締役会は、穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しないみんなのウェディングの社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である西村清彦氏、同じく穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しないみんなのウェディングの社外監査役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員である熊谷祐紀氏、同じく穂田氏及びオウチーノと利害関係を有しない松本久幸氏（株式会社Stand by C代表取締役、公認会計士）の3名から構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、①本株式移転の目的の正当性、②本株式移転の手続の適正性、③本株式移転に係る移転比率の妥当性のそれぞれを踏まえ、④本株式移転に係る決定が、みんなのウェディングの少数株主（穂田氏を除くみんなのウェディングの株主をいいます。以下、同じです。）にとって不利益であるか否か、について諮問しました。

本第三者委員会は、平成30年4月19日から平成30年5月14日までに、会合を合計5回開催し、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。本第三者委員会は、かかる検討にあたり、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から上記諮問事項の検討に係る留意点の説明を受けた上で、第三者算定機関である山田コンサルによる株式移転比率の算定結果を入手するとともに、みんなのウェディングより、本株式移転の背景・目的、本株式移転により向上することが見込まれる企業価値の具体的内容、本株式移転後の経営体制・方針、事業計画についての説明に加え、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、株式移転比率を含む本株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等につい

での説明を受けています。また、本第三者委員会は、オウチーノに対しても質疑応答を実施し、オウチーノから本株式移転の背景・目的等、事業計画及び本株式移転の条件を検討・交渉する体制等についての説明を受けています。さらに、本第三者委員会は、山田コンサルによる株式価値の算定方法及び株式移転比率に関する説明も受け、これらに関する質疑応答を行っております。本第三者委員会は、かかる経緯の下、平成30年5月15日付で、(i)上記①に関しては、本株式移転が、みんなのウェディングの企業価値向上に資さないとすべき特段の事情は認められず、また、本株式移転の目的が、みんなのウェディングの少数株主にとって、合理的でないとすべき特段の事情は認められないこと、(ii)上記②に関しては、本株式移転の条件を検討・交渉する体制、本株式移転の株式移転比率を含む共同株式移転の諸条件の交渉経緯及び決定過程等において、公正性を疑わせる事情はなく、本株式移転の手続が、みんなのウェディングの少数株主にとって、公正でないとすべき特段の事情は認められないこと、(iii)上記③に関しては、山田コンサルによる株式移転比率の算定結果その他の事項を踏まえ、本株式移転における株式移転比率が、4.25であることにつき、みんなのウェディングの少数株主にとって、不利益だとすべき特段の事情は認められないこと、(iv)上記④に関しては、上記(i)乃至(iii)を踏まえ、本株式移転がみんなのウェディングの少数株主に及ぼす影響を検討すると、本株式移転を実施する旨の取締役会決議を行うことがみんなのウェディングの少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を、みんなのウェディング取締役会に対して提出しております。

## (2) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

オウチーノ及びみんなのウェディングは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- |          |             |
|----------|-------------|
| ①資本金の額   | 50,000,000円 |
| ②資本準備金の額 | 50,000,000円 |
| ③利益準備金の額 | 0円          |

これら資本金及び準備金の額は、設立後の共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、オウチーノ及びみんなのウェディングで協議のうえ、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものです。

4. 会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め  
の相当性に関する事項

共同持株会社は、本株式移転に際して、基準時におけるオウチーノ及びみんなのウェディングが発行している各新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権の内容及び株式移転比率を踏まえ、それぞれその所有するオウチーノ又はみんなのウェディングの新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の共同持株会社の新株予約権をそれぞれ割当て交付いたします。

(1) オウチーノ

第1欄記載のオウチーノの各新株予約権（その内容は本株式移転計画別紙のとおり）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第2欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

|   | 第1欄                       |                | 第2欄                      |                |
|---|---------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| ① | 株式会社ホームアドバイザー<br>第4回新株予約権 | 株式移転計画書<br>別紙2 | 株式会社くふうカンパニー<br>第1回新株予約権 | 株式移転計画書<br>別紙3 |
| ② | 株式会社ホームアドバイザー<br>第5回新株予約権 | 同別紙4           | 株式会社くふうカンパニー<br>第2回新株予約権 | 同別紙5           |
| ③ | 株式会社オウチーノ<br>第6回新株予約権     | 同別紙6           | 株式会社くふうカンパニー<br>第3回新株予約権 | 同別紙7           |

(2) みんなのウェディング

第1欄記載のみんなのウェディングの各新株予約権（その内容は本株式移転計画別紙のとおり）の新株予約権者に対し、その保有する当該新株予約権に代わる第2欄記載の共同持株会社の各新株予約権を割当て交付いたします。

|   | 第1欄                          |                | 第2欄                      |                |
|---|------------------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| ① | 株式会社みんなのウェディング<br>第5回新株予約権   | 株式移転計画書<br>別紙8 | 株式会社くふうカンパニー<br>第4回新株予約権 | 株式移転計画書<br>別紙9 |
| ② | 株式会社みんなのウェディング<br>第1回有償新株予約権 | 同別紙10          | 株式会社くふうカンパニー<br>第5回新株予約権 | 同別紙11          |
| ③ | 株式会社みんなのウェディング<br>第2回有償新株予約権 | 同別紙12          | 株式会社くふうカンパニー<br>第6回新株予約権 | 同別紙13          |

## 5. オウチーノに関する事項

### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

オウチーノの平成29年12月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.mwed.co.jp/>) に掲載しております。

### (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

#### ①ストック・オプション

オウチーノは、平成30年3月28日開催の同社第15回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、同社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員に対し、62,000株を上限としてストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議しております。

#### ②自己株式の消却

オウチーノが保有する自己株式並びに本株式移転の効力発生時の直前までに同社が保有することとなる自己株式の全て（なお、平成30年5月31日時点における自己株式は45株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却時において本株式移転計画が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生時の直前に消却する予定であります。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 有償新株予約権の発行

当社は、平成29年11月14日の取締役会決議における、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく当社の従業員及び社外協力者に対する新株予約権を発行することの決議に基づき、平成29年11月30日に、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき本新株予約権の割当てを決議し、当社従業員61名に対し3,010個、社外協力者（現在は取締役）に対し400個を割当てております。

(2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少

当社は、平成30年7月12日開催予定の当社臨時株主総会の決議を前提として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、平成30年9月30日を効力発生日として、資本金の額1,464,682,400円のうち1,410,632,400円を減少して54,050,000円とし、資本準備金の額1,452,359,682円のうち1,398,309,682円を減少して54,050,000円とすることを決議しております。ただし、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合には、減資後の資本金の額及び資本準備金の額は変動する可能性があります。また、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

7. 共同持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）は、次の通りであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | (1)所有するみんなのウェディングの株式数<br>(2)所有するオウチーノの株式数<br>(3)割当てられる共同持株会社の株式数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| あきたよし<br>穂田 誉輝<br>(昭和44年4月29日)   | 平成5年4月 株式会社日本合同ファイナンス（現 株式会社ジャフコ）入社<br>平成8年4月 株式会社ジャック（現 株式会社カーチスホールディングス）入社<br>平成11年9月 株式会社アイシービー 代表取締役<br>平成12年5月 株式会社カカクコム 取締役<br>平成13年12月 同社代表取締役社長<br>平成18年6月 同社取締役相談役<br>平成19年7月 クックパッド株式会社 取締役<br>平成24年5月 同社代表執行役<br>平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 取締役会長（現任）<br>平成28年3月 クックパッド株式会社 取締役兼執行役<br>平成29年1月 同社取締役<br>平成29年3月 株式会社オウチーノ 取締役会長（現任）<br>平成29年6月 株式会社LITALICO 取締役（監査等委員）（現任） | (1) 4,573,700株<br>(2) 1,332,000株<br>(3) 10,234,700株              |
| いしわたし<br>石 渡 進 介<br>(昭和44年8月30日) | 平成10年4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所<br>平成12年4月 上杉法律事務所（現 桜田通り法律事務所）入所<br>平成13年1月 Field-R法律事務所設立<br>平成19年10月 クックパッド株式会社 取締役<br>平成20年8月 ヴァスコ・ダ・ガマ法律会計事務所設立<br>パートナー弁護士（現任）<br>平成22年7月 株式会社コロブラ 取締役（現任）<br>平成23年3月 クックパッド株式会社 執行役<br>平成26年12月 ホリデー株式会社 代表取締役<br>平成27年3月 クックパッド株式会社 執行役員<br>平成27年5月 株式会社みんなのウェディング入社<br>平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 代表取締役社長兼CEO（現任）                             | (1) 330,000株<br>(2) -株<br>(3) 330,000株                           |

| <p>ふ り が な<br/>氏 (生年月日)</p>                    | <p>略 歴、 地 位、 担 当 及 び<br/>重 要、 な 兼、 職 の 状 況</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(1)所有するみんなのウェディングの株式数<br/>(2)所有するオウチーノの株式数<br/>(3)割当てられる共同持株会社の株式数</p> |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| <p>かん ま じゅん<br/>菅 間 淳<br/>(昭和46年7月26日)</p>     | <p>平成5年10月 公認会計士第2次試験合格<br/>平成7年4月 山一証券株式会社入社<br/>平成10年2月 プライスウォーターハウスコンサルタン<br/>ト株式会社(現 日本アイ・ピー・エム<br/>株式会社)入社<br/>平成12年4月 メリルリンチ証券東京支店入社<br/>平成15年10月 リーマンブラザーズ証券東京支店入社<br/>平成18年7月 ドイツ証券株式会社入社<br/>平成26年5月 クックパッド株式会社 執行役<br/>平成29年3月 株式会社オウチーノ 取締役(現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>(1) -株<br/>(2) 25,000株<br/>(3) 106,250株</p>                            |
| <p>くま がい ゆう き<br/>熊 谷 祐 紀<br/>(昭和45年6月27日)</p> | <p>平成8年4月 弁護士登録<br/>小松・狛・西川法律事務所入所<br/>平成10年12月 三井・安田・和仁・前田法律事務所入所<br/>平成15年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録<br/>平成16年12月 三菱商事株式会社入社<br/>平成28年11月 熊谷法律事務所設立 代表(現任)<br/>平成28年12月 株式会社みんなのウェディング 監査役<br/>(現任)<br/>平成29年6月 綿半ホールディングス株式会社 取締役<br/>(現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>(1) -株<br/>(2) -株<br/>(3) -株</p>                                       |
| <p>にい の しょう じ<br/>新 野 将 司<br/>(昭和50年2月28日)</p> | <p>平成10年4月 株式会社ニチメン(現 双日株式会社)<br/>入社<br/>平成12年8月 株式会社アイシーピー入社<br/>平成13年1月 株式会社アルチェ(現 株式会社ペーパー<br/>ワークスホールディングス) 取締役<br/>平成13年12月 株式会社カカコム 取締役<br/>平成15年6月 株式会社アイシーピー 取締役<br/>平成16年4月 株式会社バイクプロス 取締役<br/>平成18年4月 JBR Motorcycle株式会社(現 ジャパン<br/>ベストレスキューシステム株式会社) 取<br/>締役<br/>平成19年4月 株式会社バイクプロス 代表取締役<br/>平成20年2月 株式会社ネコ・プロスマーターサイクル<br/>(現 株式会社バイクプロス) 代表取締<br/>役<br/>平成23年3月 株式会社Medical CUBIC(現 株式会社<br/>プロトメディカルケア) 取締役<br/>平成23年4月 株式会社Medical CUBIC(現 株式会社<br/>プロトメディカルケア) 代表取締役<br/>平成27年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式<br/>会社 取締役<br/>平成29年12月 株式会社みんなのウェディング 取締役<br/>C O O<br/>平成30年6月 株式会社みんなのウェディング 代表取<br/>締役C O O(現任)</p> | <p>(1) 13,400株<br/>(2) -株<br/>(3) 13,400株</p>                             |

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                      | (1)所有するみんなのウェディングの株式数<br>(2)所有するオウチーノの株式数<br>(3)割当てられる共同持株会社の株式数 |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| はやし のぶ ひろ<br>林 展 宏<br>(昭和36年1月10日)    | 昭和59年4月 安田生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社) 入社<br>平成17年4月 日本テレコム株式会社(現 ソフトバンク株式会社) 執行役員人事本部長<br>平成20年7月 株式会社シグマグシス パートナー兼人事ダイレクター<br>平成27年2月 クックパッド株式会社 執行役<br>平成29年3月 株式会社オウチーノ 取締役(現任)             | (1) -株<br>(2) 25,000株<br>(3) 106,250株                            |
| ほりぐち いく よ代<br>堀 口 育 代<br>(昭和39年5月16日) | 昭和62年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社<br>平成7年8月 びあ株式会社入社<br>平成9年6月 株式会社ベネッセコーポレーション入社<br>平成19年4月 同社執行役員<br>平成25年3月 ヤフー株式会社入社<br>平成26年5月 クックパッド株式会社 執行役<br>平成29年7月 株式会社オウチーノ 代表取締役社長(現任) | (1) -株<br>(2) 25,000株<br>(3) 106,250株                            |
| よしかわ たか みち<br>吉 川 崇 倫<br>(昭和58年8月9日)  | 平成20年4月 株式会社サイバーエージェント入社<br>平成24年6月 クックパッド株式会社入社<br>平成27年1月 クックパッド株式会社 技術部開発基盤グループグループ長<br>平成29年5月 株式会社オウチーノ 執行役員CTO<br>平成30年3月 株式会社オウチーノ 取締役CTO(現任)                                        | (1) -株<br>(2) -株<br>(3) -株                                       |

(注1) 所有するみんなのウェディング及びオウチーノの株式数は平成30年5月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

(注2) 穂田誉輝氏は、みんなのウェディング及びオウチーノの大株主であり、共同持株会社の大株主となる予定です。その他の各候補者とみんなのウェディング及びオウチーノの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

(注3) 穂田誉輝氏は、みんなのウェディング及びオウチーノにおける会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当しており、共同持株会社における会社法第2条第4号の2に定める親会社等に該当する予定です。

8. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次の通りであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、兼職の状況                                                                                                                                                                                                                              | (1)所有するみんなのウェディングの株式数<br>(2)所有するオウチーノの株式数<br>(3)割当てられる共同持株会社の株式数 |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| いいだこういちろう<br>飯田耕一郎<br>(昭和46年10月15日) | 平成8年4月 弁護士登録<br>森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所（現任）<br>平成17年6月 米国カリフォルニア州弁護士登録<br>平成23年12月 株式会社コロプラ 監査役<br>平成25年10月 HEROZ株式会社 監査役<br>平成27年7月 株式会社みんなのウェディング 監査役（現任）<br>平成27年12月 株式会社コロプラ 取締役（監査等委員）（現任）<br>平成29年7月 HEROZ株式会社 取締役（監査等委員）（現任） | (1) -株<br>(2) -株<br>(3) -株                                       |
| たまるまさとし<br>田丸正敏<br>(昭和23年1月6日)      | 昭和46年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行<br>昭和63年6月 同行ニューヨーク支店経理部長<br>平成6年5月 同行日本橋支店副支店長<br>平成9年6月 同行検査役<br>平成12年4月 興和不動産株式会社（現 新日鉄興和不動産株式会社）入社<br>平成16年11月 同社執行役員財務本部副本部長兼経理部長<br>平成19年7月 同社常勤監査役<br>平成23年12月 株式会社オウチーノ 常勤監査役（現任）           | (1) -株<br>(2) -株<br>(3) -株                                       |

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、地位及び<br>重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | (1)所有するみんなのウェディングの株式数<br>(2)所有するオウチーノの株式数<br>(3)割当てられる共同持株会社の株式数 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| にしむらきよひこ<br>西村清彦<br>(昭和28年3月30日) | 昭和58年1月 東京大学経済学部助教授<br>平成6年11月 東京大学経済学部教授<br>平成15年10月 内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官<br>東京大学大学院経済学研究科教授(併任)<br>平成16年3月 東京大学大学院経済学研究科教授(委嘱)<br>平成17年4月 日本銀行 政策委員会審議委員<br>平成20年3月 日本銀行 副総裁<br>平成25年3月 東京大学大学院経済学研究科教授<br>平成25年10月 東京大学大学院経済学研究科研究科長・経済学部長<br>平成26年7月 クックパッド株式会社 取締役<br>平成28年4月 政策研究大学院大学教授<br>平成28年4月 日本女子大学評議員(現任)<br>平成29年4月 東京大学Center for Advanced Research in Finance Distinguished Project Research Fellow(現任)<br>平成29年6月 東京大学名誉教授(現任)<br>平成29年12月 株式会社みんなのウェディング 取締役(現任)<br>平成30年4月 政策研究大学院大学特別教授(現任) | (1) 1株<br>(2) 1株<br>(3) 1株                                       |

(注1) 所有するみんなのウェディング及びオウチーノの株式数は平成30年5月31日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。よって、実際に割当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

(注2) 各候補者とみんなのウェディング及びオウチーノの間には特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

(注3) 飯田耕一郎氏、田丸正敏氏及び西村清彦氏は、社外取締役候補者であります。

(注4) 上記候補者を社外取締役候補者とする理由について

- ・飯田耕一郎氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験、また、コーポレート・ガバナンスの整備に携わっていることから、監査等委員である取締役としての見識及び

経験を有し、その職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- ・田丸正敏氏は、金融及び不動産業界において培われた財務・会計に関する高い見識と、上場企業の監査役経験において培われた監査業務全般に関する深い知見を有していることから、経営全般に対する助言が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。
- ・西村清彦氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、経済学の研究者としての深い知見に加え、日本銀行において培われた財政・金融その他経済全般にわたる高い識見を有しており、経営全般に対する助言が期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

(注5) 田丸正敏氏及び西村清彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合、共同持株会社は各氏を独立役員として同取引所に対して届出を行う予定であります。

(注6) 飯田耕一郎氏は現在、みんなのウェディングの社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年11か月となります。

(注7) 田丸正敏氏は現在、オウチャーノの社外監査役であり、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年6か月となります。

(注8) 西村清彦氏は現在、みんなのウェディングの社外取締役であり、取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6か月となります。

(注9) 飯田耕一郎氏及び西村清彦氏が役員であるみんなのウェディング並びに田丸正敏氏が役員であるオウチャーノは、共同持株会社の特定関係事業者であります。

(注10) 共同持株会社は、飯田耕一郎氏、田丸正敏氏及び西村清彦氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項及び共同持株会社の定款第30条第2項に基づき、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

9. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

|       |                               |                                                                               |
|-------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 名 称   | 誠栄監査法人                        |                                                                               |
| 事 業 所 | 主たる事業所<br>その他の事業所             | 東京都千代田区神田小川町1丁目1番 山城ビル 9階<br>愛知県名古屋市中区栄2丁目9番30号 栄山吉ビル 3F                      |
| 沿 革   | 平成11年4月<br>平成12年9月<br>平成18年3月 | 誠栄監査法人を東京都目黒区下目黒に開設<br>名古屋事務所を愛知県名古屋市（現在住所）に開設<br>東京事務所を千代田区神田小川町1丁目（現在住所）に移転 |
| 概 要   | 資本金<br>総人員数<br>その他            | 850万円（平成30年4月末日現在）<br>公認会計士 21名<br>5名（平成30年4月末日現在）                            |

(注) 平成30年10月1日以降、共同株式移転によってオウチーノと経営統合し両社の完全親会社となる共同持株会社の連結決算の一元監査体制を確立するために、現在オウチーノの会計監査人であります誠栄監査法人を共同持株会社の会計監査人として選任します。なお、みんなのウェディングの監査役会は、同監査法人が持つ専門性、独立性及び適切性を勘案し、同監査法人が共同持株会社の会計監査人として適任であると判断しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条（基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、かつ平成30年10月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、現行定款第13条以下の条数を繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式会社オウチーノとの株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに平成30年9月30日（日曜日）の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成30年9月30日（日曜日）にその効力を生じるものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                               | 変 更 案            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 第1条～第11条（条文省略）                                                                                                        | 第1条～第11条（現行どおり）  |
| （基準日）<br>第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。                      | （削除）             |
| 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日を決め、その日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。 | （削除）             |
| 第13条～第47条（条文省略）                                                                                                       | 第12条～第46条（現行どおり） |

### 第3号議案 資本金の額及び資本準備金の額の減少の件

#### 1. 資本金の額の減少の理由

当社は、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、かつ平成30年10月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、平成30年10月1日をもって、共同持株会社の完全子会社となるので、その後の当社の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

#### 2. 資本金の額及び資本準備金の額の減少の要領

##### (1) 減少すべき資本金の額及び資本準備金の額

資本金1,464,682,400円のうち1,410,632,400円を減少し、54,050,000円とします。

資本準備金1,452,359,682円のうち1,398,309,682円を減少し、54,050,000円とします。

ただし、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合には、減資後の資本金の額及び資本準備金の額は変動する可能性があります。

##### (2) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### (3) 資本金の額及び資本準備金の額の減少の効力発生日

平成30年9月30日（日曜日）を予定しております。

以上









# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区京橋二丁目1番3号  
京橋トラストタワー4階  
トラストシティ カンファレンス・京橋  
電話 03-3516-9600



## 【交通のご案内】

- ◎ J R線 「東京駅」八重洲南口より徒歩4分
- ◎地下鉄（銀座線）「京橋駅」7番出口より徒歩1分
- （浅草線）「宝町駅」A5出口より徒歩4分

※ 駐車場の数には限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。